

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年11月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2300062 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2300104 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 44 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 4 年 5 月 19 日から平成 6 年 3 月 31 日まで

請求期間に勤務した A 社の厚生年金保険の加入記録がない。

B 社から勤務施設、勤務期間に係る「証明書」が交付されており、請求期間当時、毎月の給料から健康保険料と厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社に係る雇用保険の加入記録は確認できないものの、請求者から提出された、B 社が請求者本人及び請求期間当時の請求者を知る経理担当者への聞き取り内容をもとに作成した「証明書」により、請求者が請求期間において、A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社の事業主は、請求者の請求期間における人事記録等の個人記録は一切残っていない旨回答しており、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、B 社の事業主は、請求期間当時の経理担当者への聞き取りで、請求者は、平日、日本語学校へ行きながら午後のみ A 社で勤務していたが、勤務は週 20 時間程度であったため、厚生年金保険に加入させることはなかった旨の確認をしたと回答しているほか、当該経理担当者は、請求者は、アルバイトとして勤務しており、社会保険には加入していなかった旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 〇 関東信越（東京）（受）第 2300180 号
厚生局事案番号 〇 関東信越（東京）（厚）第 2300103 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 11 年 10 月 21 日から平成 12 年 6 月 1 日まで

私は、A 社に平成 11 年 10 月 21 日から勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 社の事業主の回答により、請求者は請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 12 年 6 月 1 日であり、請求期間には適用事業所でないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

さらに、請求者から提出された平成 11 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額（356,498 円）のうち、353,806 円は A 社以外の給与支払者に係る社会保険料等の控除額である旨記載されていることから、その差額（2,692 円）は A 社における請求者の雇用保険料控除額と推認される上、請求者から提出された平成 12 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、請求者が同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した平成 12 年 6 月 1 日以後のオンライン記録に基づいて算出した健康保険料及び厚生年金保険料並びに同年 1 月 1 日以降の雇用保険料控除額の合計額とおおむね一致しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを推認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。